

まもなく申告の時期です！

町・県民税、所得税の確定申告はお早めに！
申告期間は2/16(水)～3/15(火)

今年も町・県民税と所得税の申告時期が近づいてきました。これは、町民の皆さんに平成22年の所得を申告してもらうものです。期限が近づくと込み合います。必要な書類を早めに準備し、町・県民税は税務課に、所得税は小田原税務署または税務課に申告してください。

町・県民税の申告が必要な方

- 住民登録の有無にかかわらず、今年の1月1日現在町内に在住し、昨年中に所得（給与、事業、不動産、年金、恩給、配当など）があった方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方
- 給与所得を2か所以上から受けていた方
- 昨年中に所得がなかった方

町・県民税の申告が不要な方

- 税務署に確定申告書を提出する方
- 給与所得者で給与以外の所得がなく、町・県民税が給与から特別徴収されている方
- 昨年中に家族の扶養控除となっている方

収入がないのに申告書が届いた方

申告書は、住民基本台帳に基づき昨年の申告状況や収入状況などを参考に送っています。主婦や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入して提出してください。申告しない場合、年金などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。

配偶者の収入と税金について

配偶者の控除には、配偶者控除と配偶者特別控除の2つがあります。配偶者の所得が38万円以下の方は、配偶者控除を受けることになりません。一方、38万円を超えて76万円（給与収入にすると141万円）未満の方は、配偶者特別控除を受けることができます。控除額は、配偶者控除が38万円、配偶者特別控除が所得に応じて最高38万円（町・県民税はいずれも33万円）です。

配偶者の所得が、年末調整で申告した金額と異なっている場合は、申告してください。

〈配偶者（妻）の所得と税金〉

配偶者（妻）の所得（給与収入）	夫の税金（所得税、町・県民税）		妻の税金		
	配偶者控除	配偶者特別控除	所得税	町・県民税	
32万円以下（97万円以下）	あり	なし	課税なし	課税なし	
32万円超（97万円超）				なし	課税あり
35万円以下（100万円以下）					
38万円以下（103万円以下）				なし	
38万円超（103万円超）	なし	あり	なし	なし	
76万円未満（141万円未満）					
76万円以上（141万円以上）					

※夫の所得が1,000万円以上の場合、配偶者特別控除は受けられません。

こんなとき還付申告すると所得税が戻ります

▼医療費控除
昨年中に、本人や本人と生計を共にする親族のために支払った医療費は、保険金などで補てんされる分を差し引いた金額から、総所得の5%か10万円のいずれか少ない金額を差し引いた金額が医療費控除となります。



お客さんとの旅の土産を通してコミュニケーションを大切にしており、商店がひしめく地域でありながら、道路と建物間にスペースを確保して、建物からの圧迫感を和らげているほか、限られた敷地のなかで、バルコニーに緑地を確保するなど、その心配りは景観へのさまざまな配慮にも見られます。

◎仙石原地域第1号店

代表者 石垣照子
店舗の種類 温泉民宿

1月11日、景観まちづくり協力店に2店舗を認定しました。景観まちづくり協力店の制度は、昨年10月に始まり、今回が初めての認定です。いずれも、外壁や屋根、屋外広告物などが周囲の景観に配慮されているなど、町の認定要件を満たしています。（敬称略）

紹介 仙石原の箱根湿生花園にほど近い、素泊まりと日帰り入浴ができる隠れ家のような温泉民宿です。お客さんに、第二のふるさとと感じてもらえるような温かき空気や給排水管を木枠で囲うなど、細かな点まで配慮が行き届いています。

代表者 山本達雄
店舗の種類 土産店
紹介 湯本駅前商店街から一本中に入った早川通り沿いにある魚介類の土産販売店です。



配偶者本人の所得税は、所得が38万円以下であれば課税されません。町・県民税は、所得が32万円（給与収入にすると97万円）を超えると課税となります。

控除限度額は200万円です。控除を受けるには、領収書などが必要です。該当する方は、事前に領収書を病院ごとに集計し、一覧表を作成してください。一覧表がない場合、申告を受け付けできないことがあります。

なお、還付申告は2月16日(水)以前でも税務署で受け付けます。**小田原税務署に申告するもの**

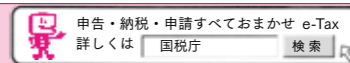
▼年末調整に控除が間に合わなかった場合
扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整に間に合わなかった方が対象です。申告には、源泉徴収票や保険料の支払証明書などが必要です。

●贈与税（納税）
（2月1日(火)～3月15日(火)）
●個人事業者の消費税（3月31日(木)まで）
●町・県民税、所得税について
税務課 ☎ 85-17750
●所得税、贈与税、住宅取得控除、消費税について
小田原税務署
☎ 0465-3514511

申告相談窓口はこちら！

町	日時（受付時間）		場所
	9時～16時	9時～17時15分	
税理士による無料相談	2/16(水) 2/18(金)	2/21(月)・22(火)・28(月)～ 3/2(水)・9(水)・14(月)・15(火)	仙石原文化センター 宮城野公民館 役場本庁舎住民ホール 温泉公民館 箱根出張所 役場分庁舎 仙石原文化センター 宮城野公民館
※税理士による無料相談は、受付開始（9時30分）前に来場した場合は町職員による受け付けとなります。※上記の日には申告できない方は、小田原税務署（小田原市荻窪400）で申告できます。（2/20日・27日可）			
小田原	日時（受付時間）		場所
納税センター 青色会館 ☎0465-24-2611	2/1(火)～3/15(火)	9時～16時30分	納税センター 青色会館 （小田原市本町2-3-24）

申告書は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。



認定店については、今後、広報紙や町ホームページなどで詳しく紹介していきますので、ぜひ、見てください。

体験教室 シイタケのホダ木作り

長さ30cmのクヌギの原木にドリルで穴を開け、菌を打ち込みシイタケのホダ木を作ります。

月日 2月5日(土)・6日(日)・11日(金)・12日(土)・13日(日)・19日(土)・20日(日)・26日(土)・27日(日)
時間 9時～15時
場所 森のふれあい館工芸室
材料費 1本(30cm) 150円
その他 菌打ち込み済みのホダ木(90cm)を1本800円で販売します。（売り切れ次第終了）
照会先 森のふれあい館
☎ 83-6006

商工従業員表彰式

商工従業員表彰式を次のとおり行います。
日時 2月9日(水)10時
場所 仙石原文化センター
照会先 観光課
☎ 85-7410

No	施設名	指定管理者 (No.3～8は指名)
1	観光施設（箱根湿生花園、箱根芦之湯フラワーセンター）	財箱根町観光協会
2	畑宿寄木会館	箱根物産寄木工芸協同組合
3	山崎集会所	山崎自治会
4	湯本仲町集会所	湯本仲町自治会
5	大平台集会所	大平台自治会
6	箱根集会所	箱根集会所管理運営委員会
7	元箱根集会所	元箱根集会所管理運営委員会
8	芦之湯集会所	芦之湯自治会
9	宮城野温泉会館	宮城野温泉会館管理運営委員会
10	老人福祉センターやまなみ荘	箱根町生きがい事業団
11	仙石原いこいの家	箱根町生きがい事業団
12	宮ノ下・宮ノ下上町駐車場	箱根宮ノ下観光協会
13	八丁駐車場	元箱根観光協会
14	宮城野テニスコート	箱根町宮城野木賀観光協会
15	仙石原テニスコート	財箱根町文化・スポーツ財団

指定管理者が決まりました

町有施設の管理運営に民間などの能力を活用し、質の高いサービスを提供するために、平成18年度から指定管理者制度を導入した施設運営を行っています。5年間の指定管理期間が満了となることから、平成23年度からの5年間、新たに町有施設の管理運営を行う候補者を募集し、審査した結果、表のとおり各施設の管理を行う指定管理者が決まりました。なお、選定結果の詳細は、町ホームページに掲載しています。
指定期間 平成23年4月1日～28年3月31日（5年間）
照会先 財務課
☎ 85-9563